

第 3 回智頭町議会定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 2 0 日

(第 3 日)

智 頭 町 議 会

第3回智頭町議会定例会会議録

平成29年9月20日開議

1. 議 事 日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3. 議案第 85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4. 議案第 86号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第 87号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6. 議案第 88号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7. 議案第 89号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8. 議案第 90号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9. 議案第 91号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10. 議案第 92号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11. 議案第 93号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第12. 議案第 94号 平成28年度智頭町水道事業会計決算の認定について

第13. 議案第 95号 平成28年度智頭町病院事業会計決算の認定について

第14. 議案第 96号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第5号）

第15. 議案第 97号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第16. 議案第 98号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)

第17. 議案第 99号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

第18. 議案第100号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)

第19. 議案第101号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算 (第1号)

第20. 議案第102号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について

第21. 議案第103号 智頭町情報公開条例の一部改正について

第22. 議案第104号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第23. 議案第105号 智頭町教育委員会委員の任命について

第24. 議案第106号 工事請負契約の締結についての一部変更について

第25. 陳情について

第26. 発議第 4号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について

第27. 発議第 5号 「交通事故のない安全・安心なまちづくり」を宣言する決議について

第28. 発議第 6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

第29. 発議第 7号 国道53号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書の提出について

第30. 閉会中の継続調査の申し出

第31. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第 84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3. 議案第 85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4. 議案第 86号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第 87号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計

歳入歳出決算の認定について

- 第 6. 議案第 88号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 89号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 90号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 91号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 92号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 93号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 94号 平成28年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第 95号 平成28年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第 96号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第15. 議案第 97号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16. 議案第 98号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17. 議案第 99号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第100号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第101号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第20. 議案第102号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について
- 第21. 議案第103号 智頭町情報公開条例の一部改正について
- 第22. 議案第104号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23. 議案第105号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第24. 議案第106号 工事請負契約の締結についての一部変更について
- 第25. 陳情について

- 第26. 発議第 4号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について
- 第27. 発議第 5号 「交通事故のない安全・安心なまちづくり」を宣言する決議について
- 第28. 発議第 6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 第29. 発議第 7号 国道53号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書の提出について
- 第30. 閉会中の継続調査の申し出
- 第31. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病院事業管理者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
総 務 課 参 事	柴 田 睦 子
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	矢 部 久美子

山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
福 祉 課 参 事	迎 山 恵 一
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	大 藤 翔 太

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩本富美男議員、8番、中野ゆかり議員を指名します。

日程第2. 議案第84号から日程第13. 議案第95号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第2、議案第84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第95号 平成28年度智頭

町病院事業会計決算の認定についてまでの、12議案を一括して議題とします。

この12議案については、9月8日の本会議において、決算特別委員会に付しておりますので、審査の結果について決算特別委員長の報告を求めます。

11番、大藤克紀議員。

○11番（大藤克紀） 9月8日の本会議において、決算特別委員会に付託された議案について、慎重に審査しましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた議案第84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第86号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第87号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第88号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第89号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第90号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第91号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第92号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第93号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第94号 平成28年度智頭町水道事業会計決算の認定について、及び議案第95号 平成28年度智頭町病院事業会計決算の認定については、9月8日、12日及び15日に委員会を開き、慎重に審査した結果、妥当なものと認め、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、附帯意見として、歳入においては収入未済額等の減少に、より一層努められたい。歳出においては今後とも、精度の高い予算編成と的確な予算執行を行うよう努められたい。

以上で、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で、決算特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第84号 平成28年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第3、議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第85号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第4、議案第86号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第86号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第5、議案第87号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第87号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第6、議案第88号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第88号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第7、議案第89号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第89号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第8、議案第90号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第90号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 9 1 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 9 1 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第 1 0、議案第 9 2 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 9 2 号 平成 2 8 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第 1 1、議案第 9 3 号 平成 2 8 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 9 3 号 平成 2 8 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第 1 2、議案第 9 4 号 平成 2 8 年度智頭町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 9 4 号 平成 2 8 年度智頭町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 1 1 名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第 1 3、議案第 9 5 号 平成 2 8 年度智頭町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 9 5 号 平成 2 8 年度智頭町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第14. 議案第96号

○議長(谷口雅人) 日程第14、議案第96号 平成29年度智頭町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第96号 平成29年度智頭町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第97号

○議長(谷口雅人) 日程第15、議案第97号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第97号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１６．議案第９８号

○議長（谷口雅人） 日程第１６、議案第９８号 平成２９年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第９８号 平成２９年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１７．議案第９９号

○議長（谷口雅人） 日程第１７、議案第９９号 平成２９年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第99号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第100号

○議長（谷口雅人） 日程第18、議案第100号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第100号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19．議案第101号

○議長（谷口雅人） 日程第19、議案第101号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第101号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第102号

○議長(谷口雅人) 日程第20、議案第102号 智頭町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第102号 智頭町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第103号

○議長（谷口雅人） 日程第２１、議案第１０３号 智頭町情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第１０３号 智頭町情報公開条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第２２．議案第１０４号

○議長（谷口雅人） 日程第２２、議案第１０４号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第１０４号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 １１名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 23. 議案第 105 号

○議長（谷口雅人） 日程第 23、議案第 105 号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 105 号 智頭町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11 名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 24. 議案第 106 号

○議長（谷口雅人） 日程第 24、議案第 106 号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 106 号 工事請負契約の締結についての一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第25、陳情についてを議題とします。

9月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 総務常任委員会における、陳情についての審査結果を報告します。

9月8日に本会議において、付託を受けた陳情について、9月14日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第4号 陳情書 国道53号線の山根地内バス停位置変更と既存バス停待合所設置については趣旨採択、陳情第5号 交通事故のない安全・安心なまちづくりを宣言する決議要望については、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長の報告は、陳情第4号 陳情書 国道53号線の山根地内バス停位置変更と既存バス停待合所設置については趣旨採択、陳情第5号 交通事故のない安

全・安心なまちづくりを宣言する決議要望については採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第26. 発議第4号

○議長(谷口雅人) 日程第26、発議第4号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、河村仁志議員。

○4番(河村仁志) 発議第4号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について。

本町の輝くまちづくりを推進するため、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、輝くまちづくり調査特別委員会を設置し、事務・事業の調査を行うため発議する。

調査項目は、まちづくりについて。委員の定数、12人。調査地は、大分県宇佐市及び熊本県小国町。本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。調査期間は、調査終了までとし、議会閉会中も継続して調査を行うものとするが、おおむね11月中とする。

以上、説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第4号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時02分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました、輝くまちづくり調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時03分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

輝くまちづくり調査特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に河村仁志議員、副委員長に酒本敏興議員、以上のとおりです。

なお、本案は委員長より、調査終了まで閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、調査終了までの閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27、発議第5号

○議長(谷口雅人) 日程第27、発議第5号 「交通事故のない安全・安心なまちづくり」を宣言する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 発議第5号 「交通事故のない安全・安心なまちづくり宣言」の決議について。

決議書を朗読し、説明とさせていただきます。

「交通事故のない安全・安心なまちづくり宣言」の決議。交通事故のない安全で安心なまちづくりは、町民全ての願いである。しかし、交通事故により、多くのとうとい命が犠牲になっていることは、まことに残念である。交通事故や飲酒運転のない安全で安心なまちづくりを目指すためには、交通事故の悲惨さや飲酒運転の悪質・危険性を、町民一人一人が深く認識するとともに、運転者はもとより、家庭や職場、行政や関係団体が一体となって取り組む強い意志を示さなければならない。そして、この智頭町から交通事故をなくし、飲酒運転の根絶に向けて「交通事故を起こさない・遭わない」、「飲酒運転は絶対にしない・許さない」ことを徹底し、明るい車社会の実現を図るため、智頭町議会はここに「交通事故のない安全・安心なまちづくり宣言」を決議する。

平成29年9月20日、鳥取県八頭郡智頭町議会。

以上で、説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第5号「交通事故のない安全・安心なまちづくり」を宣言する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第28. 発議第6号

○議長(谷口雅人) 日程第28、発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書について。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求める

ことを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

平成29年9月20日、鳥取県八頭郡智頭町議会。

以上で、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 発議第 7 号

○議長（谷口雅人） 日程第 29、発議第 7 号 国道 53 号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、河村仁志議員。

○4 番（河村仁志） 発議第 7 号 国道 53 号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書について。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

国道 53 号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書。国道 53 号線は、岡山市と鳥取市とを結ぶ幹線道路である。しかしながら、本年 5 月 31 日以来、智頭町市瀬地内の智頭トンネル（智頭側坑口部付近）が降雨に伴う溪流からの土砂流出、もしくはその恐れにより 9 月 17 日までの 3 カ月半で 11 回も全面通行どめとなり、その都度、鳥取智頭間の路線バスの智頭町内区間が運休し、住民生活に多大な影響を及ぼしているところである。

さらにその後は、終日片側交互通行が継続されている。また、このうち 2 回は迂回路となるべき鳥取道においても全面通行どめとなり、鳥取方面への通勤者のもとより、鳥取市内への人工透析患者等の通院者も大きく影響を受けたところである。加えて、今回 9 月 17 日に来襲した台風 18 号により、もたらされた豪雨により今日現在、全面通行どめ状態である。ついては、下記の対策を強く求めるものである。

記。

1. 通行規制解除のための洞門整備等の防災対策を、早急に実施していただきたい。

2. 無降雨状態になった場合における、国道 53 号智頭トンネル及び鳥取道の交通開放基準を緩和されたい。

3. 鳥取道通行規制時において、医療関係者は規制対象外としていただきたい。

平成 29 年 9 月 20 日、鳥取県八頭郡智頭町議会

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、及び衆参

両議院長あて。

以上で、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第7号 国道53号智頭トンネルの防災対策を早期に求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30．閉会中の継続調査の申し出

○議長（谷口雅人） 日程第30、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 3 1. 議員派遣について

○議長（谷口雅人） 日程第 3 1、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第 1 2 0 条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 9 年第 3 回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前 1 1 時 1 7 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年9月20日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男

智頭町議会議員 中 野 ゆ か り